

〔古事記^中〕故大帶日子游斯呂和氣命者、^景治天下也。^{御身長一丈二寸、御}

〔日本書紀^七〕十二年十月天皇初將討賊、次于柏峽大野、其野有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、十

八年七月甲午、到筑紫後國御木、居於高田行宮、時有僵樹、長九百七十丈焉。

〔古事記^下〕水齒別命、^中御身之長九尺二寸半、御齒長一寸、廣二分。

〔東大寺獻物帳〕

牙笏一枚 長一尺三寸二分 本廣一寸九分

通天牙笏一枚 長一尺一寸八分 本廣一寸六分

大魚骨笏一枚 長一尺二寸一分 本廣一寸九分

〔馬具寸法記〕一馬の寸の事

一寸 二寸 三寸 四寸 五寸 六寸 七寸 八寸 九寸 五尺二寸など、云べきなり

〔塵添壘囊抄三〕馬尺事

馬ヲ一寸二寸ト云ハ、何ト定ル事ゾ、凡ソ馬尺ト云ハ、四尺ヲ定テ、其上ヲ一寸、二寸、三寸、四寸、五寸、六寸、七寸、八寸ト云、八寸ニ餘ルヲバ、長ニ餘ルト云、長ニ餘ル大馬モ多キニヤ、生食ハ五尺二寸アリケル也、四尺ニ足ヌヲバ、駒ト云、是曲尺、尺也、四尺ヲ一尺トスルニハ非ズ、四音ヲ忌ム故ニ、都テ尺ト云也。

〔貞丈雜記^{十三}〕一馬のたけは、四尺を定尺とす、四尺に一寸あまるを一寸と云、二寸あまれば二寸と云、以下是に准じ知べし、四寸より七寸迄は、寸の字をすんといはず、よきいつきむきな、きといふ也、寸の字をきともよむ也、扱八寸九寸をば、八寸九寸と云也、九寸にあまるをば、長に剩ると云也、三尺九寸あるをば、かへり一寸と云也。

〔空穂物語^{吹上}〕ひきいで物は、じゅうにさまぐのふちむまのたけやきばかり、^中少將にくろ